

射水市教育委員会 9 月定例会次第

日 時 令和 2 年 9 月 2 4 日 (木)
午後 2 時から
場 所 本庁舎会議室 3 0 6

1 会議録の承認

2 事務局報告

- (1) 令和 2 年度 9 月市議会開催状況について 資料 1

3 議案

- (1) 射水市教育委員会事務局組織規則の一部改正について 資料 2
(2) 射水市立幼稚園一時預かり事業実施要綱の一部改正について 資料 3

4 各課等の連絡事項及び報告事項

- (1) 令和 2 年度市教育センター主管の教職員研修について【教育センター】 資料 4
(2) 射水市スポーツ推進審議会の概要について【生涯学習・スポーツ課】 資料 5
(3) 教育委員会行事予定 資料 6

5 その他

※ 次回教育委員会の開催日時について

1 0 月 2 1 日 (水) 午後 2 時 0 0 分から 会議室 3 0 2

令和 2 年 9 月市議会の開催状況について（教育委員会関係）

1 教育委員会関係議案等

- 議案第 58 号 令和 2 年度射水市一般会計補正予算（第 5 号）
（放課後児童クラブ運営委託、放課後児童クラブ臨時休業時特別開所支援事業等、中学校修学旅行中止に伴う支援補助金 等）
- 議案第 67 号 射水市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第 68 号 動産の取得について
（射水市立小中学校児童生徒用タブレット端末）

2 代表質問、一般質問（教育委員会関係）（※発言順）

（1）代表質問 9 月 4 日（金）

○ 山崎晋次 議員（自民党新政会）

1 市内小・中学校の今後について

- （1）先に課題とされた項目についての対応と取組について
- （2）現状における理想論としての適正規模・適正配置について
- （3）新たな学校のあり方委員会の設置・検討について

○ 石黒善隆 議員（自民議員会）

1 中学生の自転車通学等について

- （1）中学生の交通安全教育について
- （2）自転車通学での自転車保険加入について
- （3）小学生の自転車使用について

（2）一般質問 9 月 7 日（月）

○ 加治 宏規 議員（自民議員会）

1 （仮称）射水市フットボールセンターについて

- （1）地方創生拠点整備交付金の 2 次募集応募、採択について
- （2）日本及び県サッカー協会、県ラグビー協会からの要望、また地元地域からの要望や基本設計の状況について
- （3）富山県との協議について
- （4）宿泊施設との連携について
- （5）冬季の施設利用計画について

2 歌の森運動公園野球場について

- （1）現在の主な使用状況について
- （2）硬式野球の練習について
- （3）硬式野球の試合開催について

○ 根木 武良 議員

- 1 小学校・中学校の少人数学級について
 - (1) 現状について
 - (2) 仮に学級の人数を30人未満に移行した場合について
- 2 学校の水道蛇口の自動水栓について
 - (1) 小中学校の蛇口総数等について
 - (2) 今後の計画について

○ 高畑 吉成 議員（自民党新政会）

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響について
 - (1) 欠席者・不登校児の現況と今後の予測について
 - (2) 小中学校の運動会・学習発表会等について
- 2 （仮称）射水市フットボールセンターについて
 - (1) 選ばれるための運営・企画について
 - (2) 将来のまちづくりへの生かし方について

3 総務文教常任委員会 9月9日（水）

議案第67号 射水市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第68号 動産の取得について
（射水市立小中学校児童生徒用タブレット端末）

報告事項

- (1) 修学旅行の中止に伴う支援について
- (2) （仮称）射水市フットボールセンター整備に係る地方創生拠点整備交付金の採択について

4 予算特別委員会 9月15日（火）・16日（水）（※発言順）

○ 根木 武良 委員

- 1 保育所、幼稚園、小学校、中学校の保育士、教職員のPCR検査の定期的
に実施について
- 2 少人数学級について

○ 小島 啓子 委員

- 1 放課後児童健全育成事業について
 - (1) 放課後児童クラブ臨時休業時特別開所人材確保支援事業について
 - (2) 放課後児童クラブ運営委託について

5 本会議 9月17日（木）

議案第 6 号

射水市教育委員会事務局組織規則の一部改正について

射水市教育委員会事務局組織規則の一部を次のように改正する。

令和 2 年 9 月 2 4 日 提 出

射水市教育委員会

教育長 長 井 忍

射水市教育委員会規則第 3 号

射水市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

射水市教育委員会事務局組織規則（平成 2 1 年射水市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（組織）

第 2 条 事務局に次の課を置き、課に次の係及び班を置く。

課	係及び班
学校教育課	総務企画係、学校教育係
生涯学習・スポーツ課	生涯学習係、文化財係、スポーツ推進係、スポーツ施設整備班

第 3 条第 1 項中「課に課長を」の次に「、班に班長を」を加える。

第 4 条中第 1 3 項を第 1 4 項とし、第 6 項から第 1 2 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 5 項の次に次の 1 項を加える。

6 班長は、上司の命を受け、班の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属職員を指揮監督する。

第 5 条生涯学習・スポーツ課の項第 1 3 号中「スポーツ施設の」の次に「整備並びに」を加える。

附 則

この規則は、令和 2 年 1 0 月 1 日から施行する。

議案第 6 号

射水市教育委員会事務局組織規則の一部改正について

(説 明)

組織機構の見直しにより、所要の改正を行うもの。

1 改正内容

組織機構の見直しに併せて組織規則を見直すもの。

2 施行期日

令和 2 年 1 0 月 1 日

現行	改正後（案）												
(趣旨) 第1条 略 (課及び係の配置) 第2条 <u>事務局に次の課及び係を置く。</u> <table border="1"> <tr> <th>課</th><th>係</th></tr> <tr> <td>学校教育課</td><td>総務企画係、学校教育係</td></tr> <tr> <td>生涯学習・スポーツ課</td><td>生涯学習係、文化財係、スポーツ推進係</td></tr> </table> (職の設置) 第3条 事務局に局長を、課に課長を、係に係長を置く。 2 略 (職務) 第4条 局長は、教育長を補佐するとともに、事務局の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属職員を指揮監督する。 2 参事は、上司の命を受け、特に指定された重要事項を処理する。 3 次長は、事務局長を補佐するとともに事務局の事務を調整し、所属職員を指揮監督する。 4 副参事は、上司の命を受け、特に指定された重要事項を処理する。 5 課長は、上司の命を受け、課の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属職員を指揮監督する。 6 主幹は、上司の命を受け、特に指定された事項を処理するとともに事務に従事する。 7 課長補佐は、上司の命を受け、課長を補佐するとともに課の事務を調整し、所属職員を指揮監督する。	課	係	学校教育課	総務企画係、学校教育係	生涯学習・スポーツ課	生涯学習係、文化財係、スポーツ推進係	(趣旨) 第1条 略 (組織) 第2条 <u>事務局に次の課を置き、課に次の係及び班を置く。</u> <table border="1"> <tr> <th>課</th><th>係及び班</th></tr> <tr> <td>学校教育課</td><td>総務企画係、学校教育係</td></tr> <tr> <td>生涯学習・スポーツ課</td><td>生涯学習係、文化財係、スポーツ推進係、<u>スポーツ施設整備班</u></td></tr> </table> (職の設置) 第3条 事務局に局長を、課に課長を、<u>班に班長を</u>、係に係長を置く。 2 略 (職務) 第4条 局長は、教育長を補佐するとともに、事務局の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属職員を指揮監督する。 2 参事は、上司の命を受け、特に指定された重要事項を処理する。 3 次長は、事務局長を補佐するとともに事務局の事務を調整し、所属職員を指揮監督する。 4 副参事は、上司の命を受け、特に指定された重要事項を処理する。 5 課長は、上司の命を受け、課の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属職員を指揮監督する。 6 <u>班長は、上司の命を受け、班の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属職員を指揮監督する。</u> 7 主幹は、上司の命を受け、特に指定された事項を処理するとともに事務に従事する。 8 課長補佐は、上司の命を受け、課長を補佐するとともに課の事務を調整し、所属職員を指揮	課	係及び班	学校教育課	総務企画係、学校教育係	生涯学習・スポーツ課	生涯学習係、文化財係、スポーツ推進係、 <u>スポーツ施設整備班</u>
課	係												
学校教育課	総務企画係、学校教育係												
生涯学習・スポーツ課	生涯学習係、文化財係、スポーツ推進係												
課	係及び班												
学校教育課	総務企画係、学校教育係												
生涯学習・スポーツ課	生涯学習係、文化財係、スポーツ推進係、 <u>スポーツ施設整備班</u>												

8 副主幹は、上司の命を受け、課の所掌事務に関し、特に指定された事項を処理するとともに事務に従事する。 9 係長は、上司の命を受け、係の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属職員を指揮監督する。 10 主査は、上司の命を受け、課の所掌事務に関し、特に指定された事項を処理するとともに事務に従事する。 11 主任は、上司の命を受け、経験を必要とする事務に従事する。 12 指導主事は、上司の命を受け、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。 13 主事、技師その他必要な職員は、上司の命を受け、事務等に従事する。 (事務分掌) 第5条 課の事務分掌は、次のとおりとする。 学校教育課 略 生涯学習・スポーツ課 (1)～(12) 略 (13) スポーツ施設の維持管理運営及び委託に関すること。	監督する。 9 副主幹は、上司の命を受け、課の所掌事務に関し、特に指定された事項を処理するとともに事務に従事する。 10 係長は、上司の命を受け、係の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属職員を指揮監督する。 11 主査は、上司の命を受け、課の所掌事務に関し、特に指定された事項を処理するとともに事務に従事する。 12 主任は、上司の命を受け、経験を必要とする事務に従事する。 13 指導主事は、上司の命を受け、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。 14 主事、技師その他必要な職員は、上司の命を受け、事務等に従事する。 (事務分掌) 第5条 課の事務分掌は、次のとおりとする。 学校教育課 略 生涯学習・スポーツ課 (1)～(12) 略 (13) スポーツ施設の整備並びに維持管理運営及び委託に関すること。
以下 略	以下 略

令和2年10月 行政組織の改編について

現行	令和2年10月												
教育委員会事務局 生涯学習・スポーツ課 — 生涯学習係 — 文化財係 — スポーツ推進係 <table><tr><td>課、局、監</td><td>36</td></tr><tr><td>班</td><td>4</td></tr><tr><td>係、地区センター</td><td>76</td></tr></table>※ 消防除く。	課、局、監	36	班	4	係、地区センター	76	教育委員会事務局 生涯学習・スポーツ課 — 生涯学習係 — 文化財係 — スポーツ推進係 — スポーツ施設整備班 ○(仮称)射水市フットボールセンターを整備するとともに周辺地域の賑わい創出のための取組を推進するため、「スポーツ施設整備班」を設置する。 <table><tr><td>課、局、監</td><td>36</td></tr><tr><td>班</td><td>5</td></tr><tr><td>係、地区センター</td><td>76</td></tr></table>※ 消防除く。	課、局、監	36	班	5	係、地区センター	76
課、局、監	36												
班	4												
係、地区センター	76												
課、局、監	36												
班	5												
係、地区センター	76												

議案第 5 号

射水市立幼稚園一時預かり事業実施要綱の一部改正について
射水市立幼稚園一時預かり事業実施要綱の一部を次のように改正する。

令和 2 年 9 月 2 4 日 提 出

射水市教育委員会
教育長 長 井 忍

射水市教育委員会告示第 1 号

射水市立幼稚園一時預かり事業実施要綱の一部を改正する告示
射水市立幼稚園一時預かり事業実施要綱（平成 1 8 年射水市教育委員会告示
第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 号中「午前 9 時」を「午前 8 時 3 0 分」に改める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

議案第 5 号

射水市立幼稚園一時預かり事業実施要綱の一部改正について

(説明)

射水市立大門わかば幼稚園で実施する一時預かり事業について、保護者の就労形態に柔軟に対応するため、事業の開始時間を変更するもの。

1 改正内容

射水市立大門わかば幼稚園で夏季休業日、冬季休業日及び学年末休業日に実施する一時預かり事業の開始時間を「午前 9 時」から「午前 8 時 3 0 分」に変更する。

2 施行期日

告示公表の日

射水市立幼稚園一時預かり事業実施要綱(平成18年教育委員会告示第1号)新旧対照表

現行	改正後（案）
（略） （実施時間） 第6条 一時預かりの実施時間は、次に掲げる時間とする。 （略） （2） 大門わかば幼稚園 ア 夏季休業日、冬季休業日及び学年末休業日 午前9時から午後4時30分までの間で保護者が希望する時間 イ アに定める休業日以外の日 幼稚園の保育時間終了後から午後4時30分までの間で保護者が希望する時間 （略）	（略） （実施時間） 第6条 一時預かりの実施時間は、次に掲げる時間とする。 （略） （2） 大門わかば幼稚園 ア 夏季休業日、冬季休業日及び学年末休業日 午前8時30分から午後4時30分までの間で保護者が希望する時間 イ アに定める休業日以外の日 幼稚園の保育時間終了後から午後4時30分までの間で保護者が希望する時間 （略） 附 則(令和2年9月 日教委告示第 号) この告示は、公表の日から施行する。

令和2年9月24日

令和2年度 市教育センター主管の教職員研修について

1 実施報告（5月～9月）

※ 研修番号（1～9）を付した研修会は「中堅教諭等資質向上研修」の選択研修（7～11年次）として受講履歴に記すことができる。

3	ICT活用研修会 ①		
日 時	8月18日(火) 13:30～16:40	会 場	中太閤山小学校
受講者	20名（市内小、中学校）		
講師等	マイクロソフト専任講師、長谷川 春生氏(富山大学大学院)		
内 容	・「Microsoft GIGA Start Program」訪問型研修にて、Microsoft Teamsの活用の仕方について専任講師から研修を受けた。 ・富山大学 長谷川先生からオンライン授業の実際や授業でのICT活用について指導講話を受けた。 参加者は、熱心に研修を受けていた。		

市体育研修会（陸上競技）			
日 時	9月3日(木) 15:00～16:30	会 場	大島小学校 体育館
受講者	15名（市内小学校 体育主任等）		
講師等	金子 泰子（富山国際大学子ども育成学部 専任講師）		
内 容	児童の走力向上のための具体的、段階的な指導方法についての実技講習		

今年度 中止のもの

2 新規採用教員研修会

5 市内地域巡り研修会

6 小学校若手教員研修会

7 中学校若手教員研修会

9（中学校区）授業力向上研修会

・・・来年度に延期

3 今後の実施予定

8	特別支援教育研修会	延期	
日 時	12月25日(金) 13:00～16:00	会 場	布目分庁舎別館 2階研修室
受講者	約30名(市内小、中学校)		
講師等	市マイスター教員		
内 容	特別支援教育の推進を目的に、毎年度実施している研修会である。今年度は、支援が必要な児童生徒にコグトレ(認知作業トレーニング、認知機能強化トレーニング、認知ソーシャルトレーニングの総称)を使った支援の紹介を行う予定。できるだけ通常学級や通級指導教室の担任の参加を募る。		

1	教育研修会	延期	
日 時	1月5日(火) 14:00～16:00	会 場	新湊中学校ふれあいホール
受講者	市内小、中学校教職員(1/5名以上)		
講師等	山本 賢治(射水市 顧問弁護士)		
内 容	学校を取り巻く問題に対する法的対応の視点について学ぶ。		

4	I C T活用研修会 ②		
日 時	1月20日(水) 13:30～16:40	会 場	中太閤山小学校
受講者	約20名(市内小、中学校)		
講師等	長谷川 春生氏(富山大学大学院)、市マイスター教員		
内 容	・5年算数科「正多角形と円周の長さ」授業者 奥田貴一 ・児童生徒がICT機器を効果的に活用する学習(プログラミング学習)の授業公開と協議会を行う。		

射水市スポーツ推進審議会の概要について

生涯学習・スポーツ課
スポーツ推進係

1 会議

日時：令和2年8月28日（金）

場所：本庁舎401会議室

【説明事項】

- (1) 射水市スポーツ推進審議会について
- (2) 審議会の会長、副会長の互選について

【報告事項】

- (1) 射水市スポーツ推進計画について
 - ・令和2年度主要事業について
 - ・令和元年度主要事業の実績について
 - ・施策目標達成のために参考とする指標について
- (2) 公共（スポーツ）施設の見直し状況について
- (3) 「スポーツに関する意識調査」の結果について
- (4) （仮称）射水市フットボールセンター整備に係る地方創生拠点整備交付金の採択について

2 委員（令和2年度）

任期：令和2年4月1日～令和4年3月31日

	氏 名	主 な 役 職	備 考
1	網 功 治	射水市立下村小学校 校長	新任
2	片 岡 泰 人	NPO法人新湊カモンスポーツクラブ 副理事長	再任
3	川 腰 喜久雄	(公財) 射水市体育協会 副会長	再任
4	高 橋 清	射水市スポーツ推進委員協議会 会長	再任
5	寺 島 貴 幸	射水市中学校体育連盟会長 射水市立小杉南中学校 校長	新任
6	藤 川 護	(公社) 射水青年会議所 専務理事	再任
7	古 城 克 實	射水市スポーツ少年団 本部長	再任
8	楨 谷 玲 美	スポーツ施設利用者 (新湊カモンスポーツクラブ会員)	新任

9	三 上 久 男	NPO法人こすぎ総合スポーツクラブ きらり理事長	再任
10	山 内 哲 治	スポーツ施設利用者 (こすぎ総合スポーツクラブきらり会員)	新任

3 報告事項についての主な質疑・発言

(1) 公共（スポーツ）施設見直し状況について

Q 主要体育館の統合・再編の時期は。【委員】

A 各施設によって短期（2023年まで）・中期（2024年から2033年）・長期（2034年から2054年）と対象期間が区分されている。統廃合については、各施設の老朽度等を勘案しながら順次進めていく。【事務局】

(2) （仮称）射水市フットボールセンター整備に係る地方創生拠点整備交付金の採択について

Q 資料中、「日本サッカー協会を始め、県ラグビー協会等の関係団体と連携して誘致に取り組む」と表記されているが、各協会の組織規模が異なるのはなぜか。【委員】

A フットボールセンターの整備は、日本サッカー協会が競技普及を目的とするプロジェクトの一環として始まったものであり、当初から市・県サッカー協会、日本サッカー協会と連携をとっている。その後、県ラグビー協会からも同施設の使用について提案をいただき、調整を図っているが、現段階では県ラグビー協会までの接触であるため、このような表記をしている。

今後は日本ラグビー協会等にも話をさせていただき、競技の振興と施設利用率の向上を図っていききたい。【事務局】

Q フットボールセンターは多目的、多種目の使用が可能となるのか。【委員】

A 基本はサッカーでの利用が中心になるが、ラグビー利用もできるように整備していく。

また、今後は人工芝を活用した競技としてグラウンドホッケーやラクロスなどの合宿誘致も図りたい。

屋根付きのフットサル場についても、ヨガの教室など可能な限り様々な形での利用を検討し、施設利用率を上げていく必要があると考えている。【事務局】

(3) その他、委員からの意見等

・新型コロナウイルス感染症の影響でスポーツクラブの教室をしばらく中止していたことにより、今まで積み上げた体力を取り戻すことが難しくなり、スポーツクラブを脱会する人が多いと感じている。このような状況で、どのようにスポーツを行う人をフォロ

ーしていくのが課題であり、今後の対策が重要である。

- ・県内の温水プール施設で新型コロナウイルスの感染者が出た。この影響で、運動習慣がある人の運動離れが進み、後々の医療費や介護費の増額につながるのではないかと懸念している。行政主体の運動動画等の発信においては、一方的な配信になることのないよう、どれだけ有効活用されているかも含めてその効果を検証してほしい。

- ・部活動においては、教職員の働き方改革を進めている中で過大な負担を抱えている。今年度は5中学校に13名の部活動指導員を派遣していただいた。今後はこの部活動指導員配置促進事業をさらに広げ、地域総ぐるみで中学校のスポーツ振興を支えていただきたいと考えているが、新たな指導者の確保が十分にできていないのが現状である。各競技団体やスポーツクラブ関係者から人材を紹介していただけるようなシステムがあれば、この事業がさらに広がっていくものと考えている。

【報告事項】

1 射水市スポーツ推進計画について

(内容)

令和2年度実施予定の主要事業、令和元年度の主要事業実績、スポーツ推進計画中の施策達成における参考指標を説明した。

2 公共(スポーツ)施設見直し状況について

(内容)

射水市内のスポーツ施設の廃止状況や今後の施設統廃合の方針について説明した。

3 「スポーツに関する意識調査」の結果について

(内容)

スポーツ推進計画の施策目標達成度と市民のスポーツに関する意識や実施状況等の変化を把握するため実施した調査について、その概要と分析した結果を説明した。

4 (仮称)射水市フットボールセンター整備に係る地方創生拠点整備交付金の採択について

(内容)

地方版総合戦略に基づく地方公共団体の自主的・主体的な取組で、特に先導的な事業に必要な施設整備に対して国が支援を行う「地方創生拠点整備交付金」(令和2年度当初予算分)の採択が決定した。これを受け、施設整備エリア全体の魅力向上を図るための主な事業展開や今後のスケジュール案を説明した。

令和2年10月の主な行事予定

資料 6

日	曜	時間	場 所	行 事 予 定	主務・関連課	教育委員出席
1	木					
2	金	19:00	本庁舎302～304会議室	地域学校協働活動推進事業研修会	生涯学習・スポーツ課	
3	土		右記小学校	小学校運動会(塚原、小杉、下村)	学校教育課	
4	日					
5	月					
6	火					
7	水					
8	木					
9	金	14:00	本庁舎会議室401	総合教育会議	学校教育課	○
10	土					
11	日					
12	月					
13	火					
14	水					
15	木					
16	金					
17	土		右記小学校	小学校運動会(作道、堀岡、歌の森、太閤山、中太閤山、大門、大島)	学校教育課	
18	日					
19	月					
20	火					
21	水					
22	木					
23	金					
24	土		右記中学校	中学校文化活動発表会(新湊、新湊南部、小杉南)	学校教育課	
25	日					
26	月					
27	火					
28	水					
29	木					
30	金					
31	土		右記中学校	中学校文化活動発表会(射北、大門)	学校教育課	
31	土	10:00	里山ピオトープ	第2回いみず親学びスクール	生涯学習・スポーツ課	

展示等

自	至	場所	展示名	自	至	場所	展示名
9/26	12/6	新湊博物館	神仏に祈る武将たち				
10/24	11/10	中央図書館	「図書館レストランの美味しい小説メニューはいかが？」展				

令和 2 年 11 月 の 主 な 行 事 予 定

日	曜	時間	場 所	行 事 予 定	主務・関連課	教育委員出席
1	日	9:45	アルピス小杉総合体育センター	第11回スポーツひのまるキッズ北信越小学生柔道大会	生涯学習・スポーツ課	
2	月					
3	火					
4	水					
5	木					
6	金					
7	土					
8	日					
9	月					
10	火					
11	水					
12	木					
13	金					
14	土					
15	日					
16	月					
17	火					
18	水					
19	木					
20	金					
21	土	10:00	本庁舎会議室302～304	第3回いみず親学びスクール	生涯学習・スポーツ課	
22	日					
23	月					
24	火					
25	水					
26	木					
27	金					
28	土					
29	日					
30	月					

展示等

自	至	場所	展示名	自	至	場所	展示名
9/26	12/6	新湊博物館	神仏に祈る武将たち				